



令和6年度 高齢者虐待防止について



桑名市地域包括支援センター
社会福祉士部会



高齢者虐待防止のいろは ～早期発見・早期相談の重要性～



目次

1

高齢者虐待とは～法令・虐待種別など～

2

高齢者虐待の現状～三重県の調査結果から～

3

関係機関との連携～多職種がチームで～



①高齢者虐待とは ～法令・虐待種別など～



高齢者虐待防止法について

- ▶ 「高齢者虐待防止法」施行正式名称は「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」
- ▶ 対象となる高齢者は「65歳以上の者」(第2条第1項)と定義
- ▶ 65歳未満の者でも必要とみとめられるものには支援が必要
「**第二号被保険者**」(介護保険法第9条第2項)「65歳未満の者であって特に必要があると認められるもの」(老人福祉法第5条の4)

- ▶ ①平成12年11月、「児童虐待防止法」施行
- ▶ ②平成13年10月、「DV防止法」施行
- ▶ ③平成18年 4月、「高齢者虐待防止法」施行
- ▶ ④平成24年10月、「障害者虐待防止法」施行



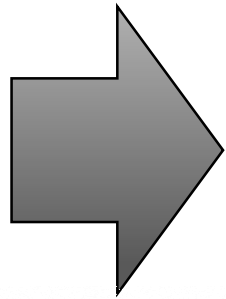
虐待の種別について

①身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
②介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
③心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
⑤経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益をえること
⑥自己放任 (セルフネグレクト)	高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ症状などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人格が侵害されていること

セルフネグレクト？

- ▶ 生活環境や栄養状態などが悪化しているにも関わらず、それらを**改善しようとする気力を失っていたり興味が無かったりして、周囲に助けを求めない状態**(自分自身に無関心)

- ▶ 孤立死
- ▶ ゴミ屋敷
- ▶ 閉じこもり



社会との関係が乏しい
自分からSOSが発信できない
深刻な状態という自覚がない
困るという感覚が鈍い



高齢者虐待対応の基本的な流れ(養護者虐待の場合)

①

桑名市・地域包括支援センターへの通報・相談・届出

②

桑名市・地域包括支援センターによる情報共有・事実確認

③

桑名市・地域包括支援センターによるコアメンバー会議

④

関係者間での地域ケア会議(地域支援調整会議)

⑤

虐待対応(介入・支援など)

⑥

虐待対応ケース会議(評価・整理・協議)

⑦

虐待対応(見守り・介入・支援など)

⑧

虐待対応ケース会議(評価・見直しなど)

⑨

虐待が解消されるまで⑤～⑧を繰り返す

⑩

終結(虐待終結会議で判断)

【初動期段階】
虐待有無の判断
緊急性の判断
深刻度の判断
対応方針の決定

【対応段階】
課題の整理
再発防止
生活の安定
対応の振り返り



【終結段階】
支援引継ぎ

虐待対応時の分離保護のための段階的具體策 (養護者虐待の場合)

見守り

- ・在宅のままでの経過観察・消極的見守り
- ・具体策: 定期訪問、家族関係の改善、虐待についての理解促進、養護者への助言・指導など

サービス導入①

- ・在宅のままでの積極的見守り(外部とのつながりを設ける)
- ・具体策: 生活支援(保険外ヘルパーなど)、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、介護保険サービス(ケアマネ・訪問系)、定期受診(通院・往診)など

サービス導入②

- ・在宅のままでのレスパイト(養護者の介護負担軽減など)
- ・具体策: 介護保険サービス(通所系、ショートステイ)など

分離①

- ・契約による入院・入所・入居・別居
- ・具体策: 医療機関、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウス、転居・別居など

分離②

- ・措置による入所・入居
- ・具体策: 養護老人ホームへの措置入所、介護保険施設への措置入所、救護施設への入所など



虐待(疑い)の早期通報・相談①

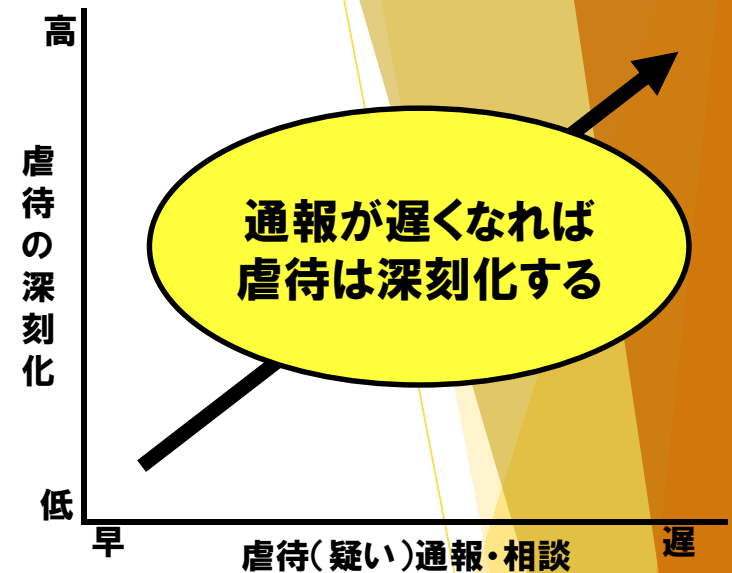
もしかして・・・これって虐待？

迷ったら通報・相談する

→事業所内、ケアマネジャー、包括など

通報が遅れるほど虐待の深刻化が進む

→深刻化するればするほど支援の幅が狭まり、時間がかかる



被虐待者の
安心・安全を
守ることが
最優先

虐待(疑い)の早期通報・相談②

～虐待通報・相談の例～

- ・暴力、暴言を目撃した
- ・十分な食事が与えられていない
- ・必要な治療やケアが施されていない
- ・生活に必要な金銭を渡されていない
- ・夏の猛暑でも冷房を使わせない
- ・部屋に閉じ込められている
- ・不自然なアザやコブ、キズがある
- ・おびえているような言動がある
- ・どうなってもいいと自暴自棄で衰弱
- ・ゴミが散乱しており生活環境が劣悪

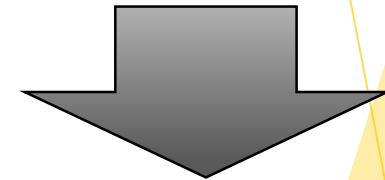
虐待・虐待疑い



虐待を取り巻く課題の複雑化(認知症)



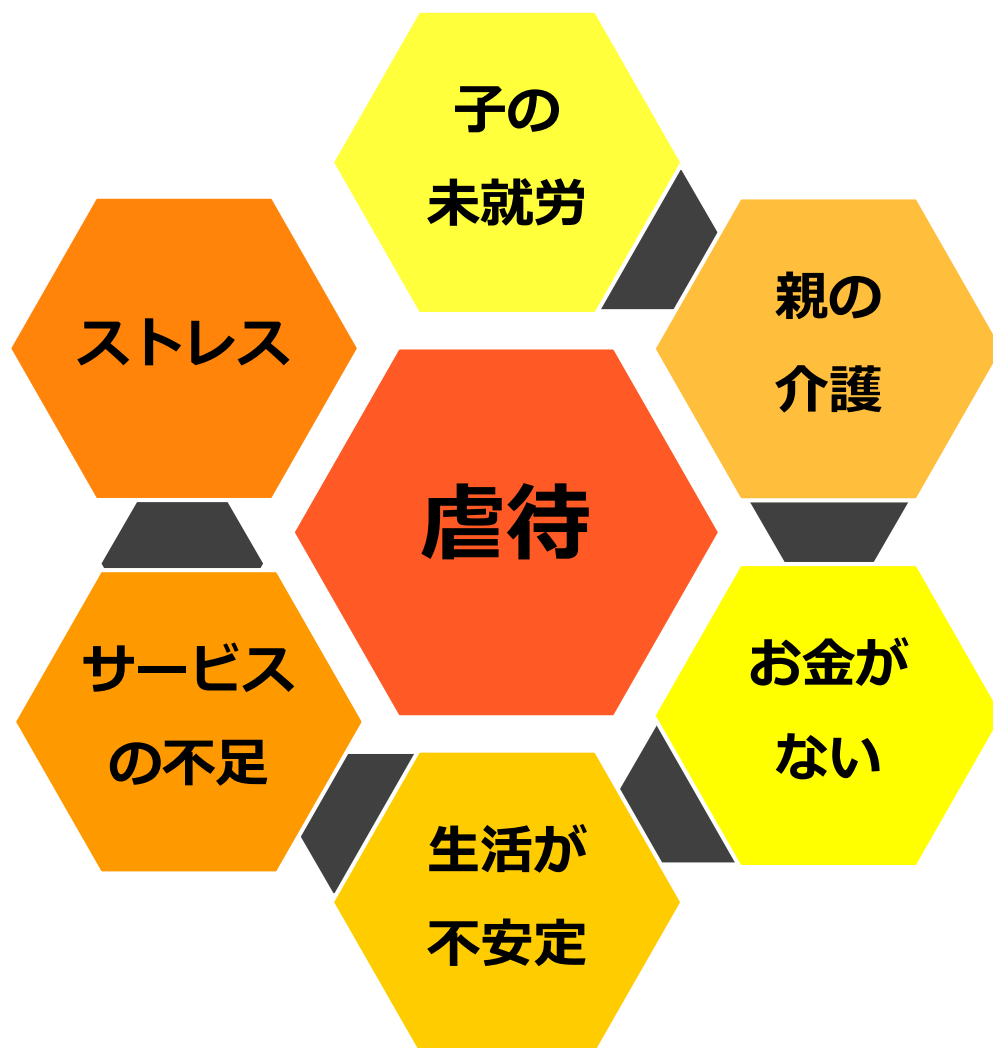
虐待には多くの課題があり
好ましくない循環
に陥っている



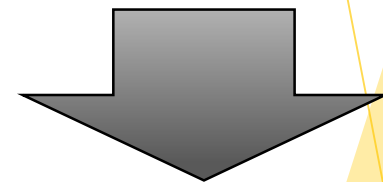
支援者としては、その循環に
介入して良い循環へと導いて
いくことが求められる



虐待を取り巻く課題の複雑化(8050問題)



最近、増加傾向にある
8050世帯
による複合的課題



家族の課題にも注目して
その解決が虐待防止につながる
可能性があることを考える



虐待の終結条件(養護者虐待について)

- ・虐待がなくなったことを確認できた場合

⇒終結

- ・虐待がなくなったかどうか不明な場合
分離して一時的に虐待がなくなっている場合

⇒虐待対応は継続

※虐待が解消して終結した後も養護者支援として
生活が安定するまで関係を継続し、必要に応じて
専門機関等へつなぐ



②高齢者虐待の現状

～三重県の調査結果から～

※令和4年度調査結果



各市町の相談・通報受理件数

- ▶ 県内の令和4年度中の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数は、**合計で427件**
- ▶ 相談・通報のうち、**393件が養護者による虐待、34件が養介護施設従事者によるもの**
- ▶ 桑名市は**40件(全体の9%)、29市町中4番目**

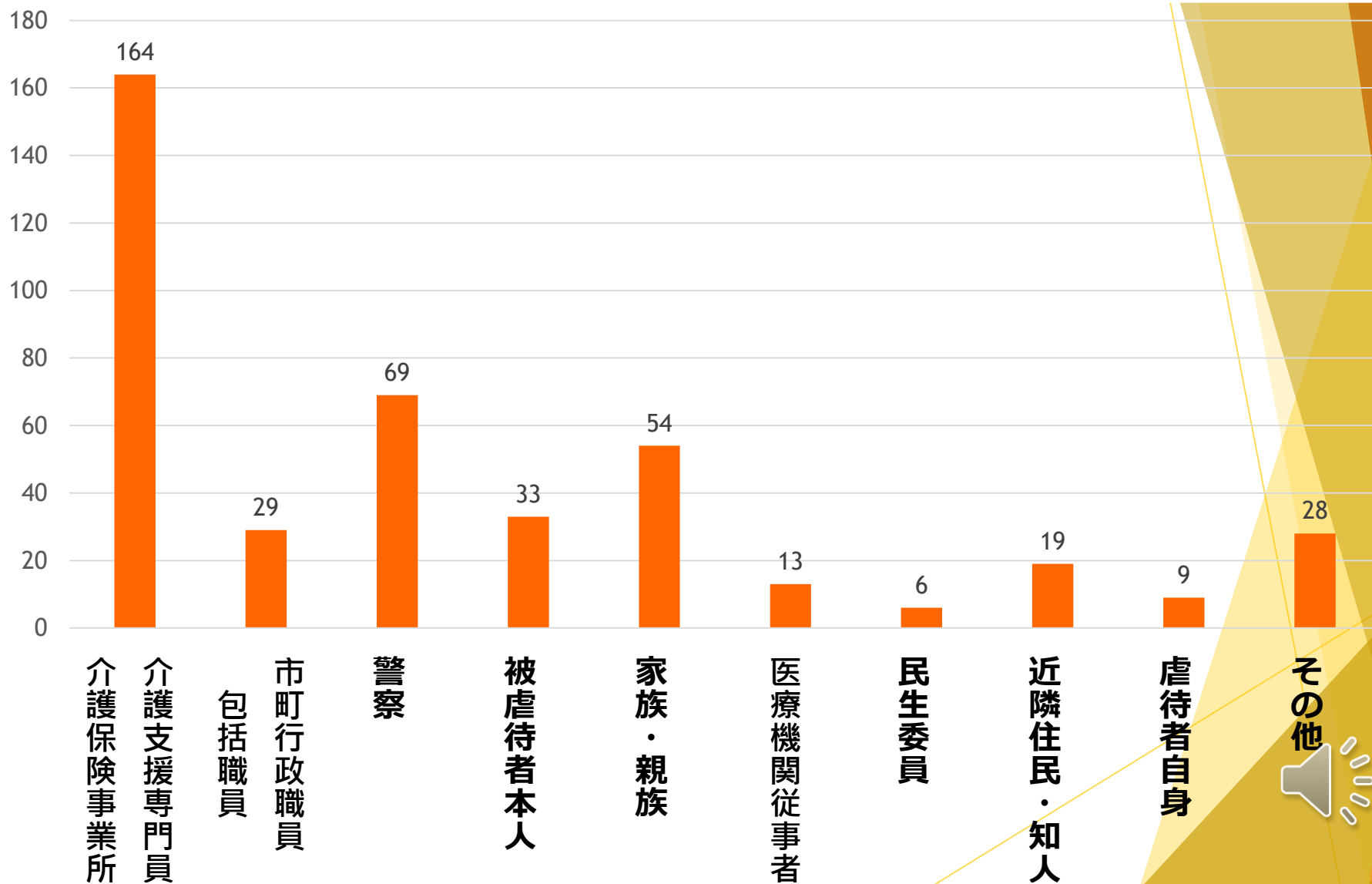


各市町において虐待を受けたと判断した件数

- ▶ 県内の令和4年度中の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数のうち、虐待を受けたと判断した件数は、
合計で242件（相談・通報受理件数の56.6％）
- ▶ 相談・通報のうち、**237件が養護者による虐待**、
5件が養介護施設従事者によるもの
- ▶ 桑名市は**39件（全体の16％）**、29市町中2番目の多さ

桑名市においては相談・通報件数に対して虐待認定率が高く
専門職の虐待に関する認識と理解が深まっていると言える。

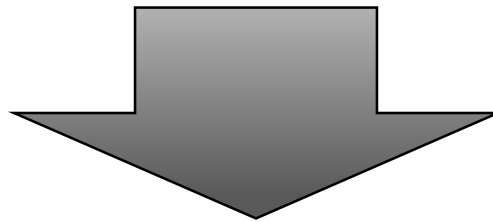
養護者による虐待の相談・通報者



※ 1 ケースに対して複数の相談・通報者がいるため、総数としては424人となる

私たちは高齢者にとって身近な存在

- ▶ 令和4年度においては、養護者における虐待の虐待相談・通報が424件、虐待と判断が237件
- ▶ 相談・通報者のうち、介護支援専門員や介護保険事業所職員が164件(全体の38.7%)



虐待（疑い）を受けている高齢者の変化に
いち早く気付くことが出来るのは介護保険事業関係の職員



③関係機関との連携 ～多職種がチームで支援～



養護者支援について

- ・虐待には何かしらの原因がある

養護者にも支援が必要であることを念頭におくことが重要

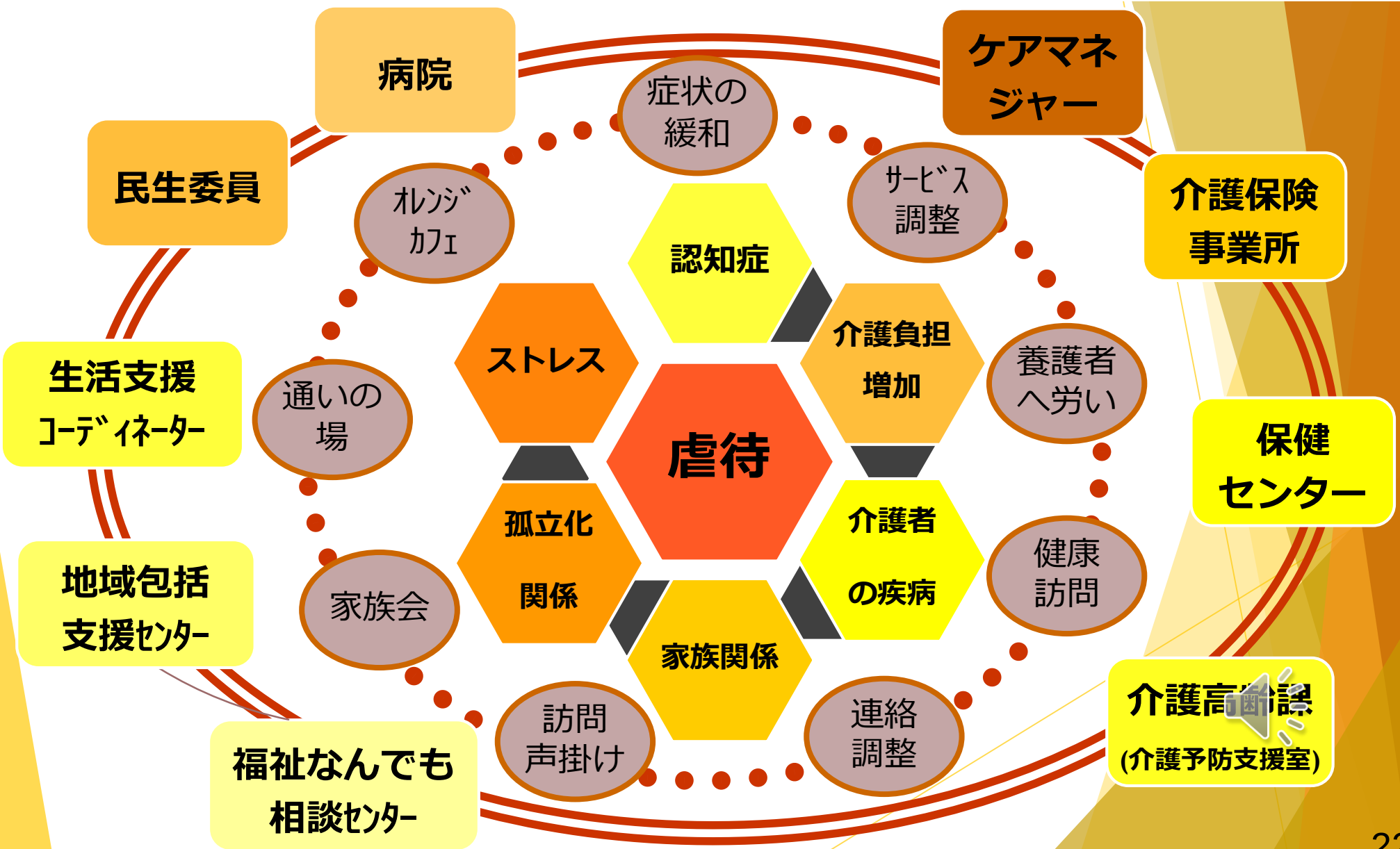
⇒介護疲れ、ストレス、人間関係、障害、困窮など

養護者の負担軽減のために、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じること
(高齢者虐待防止法第14条)

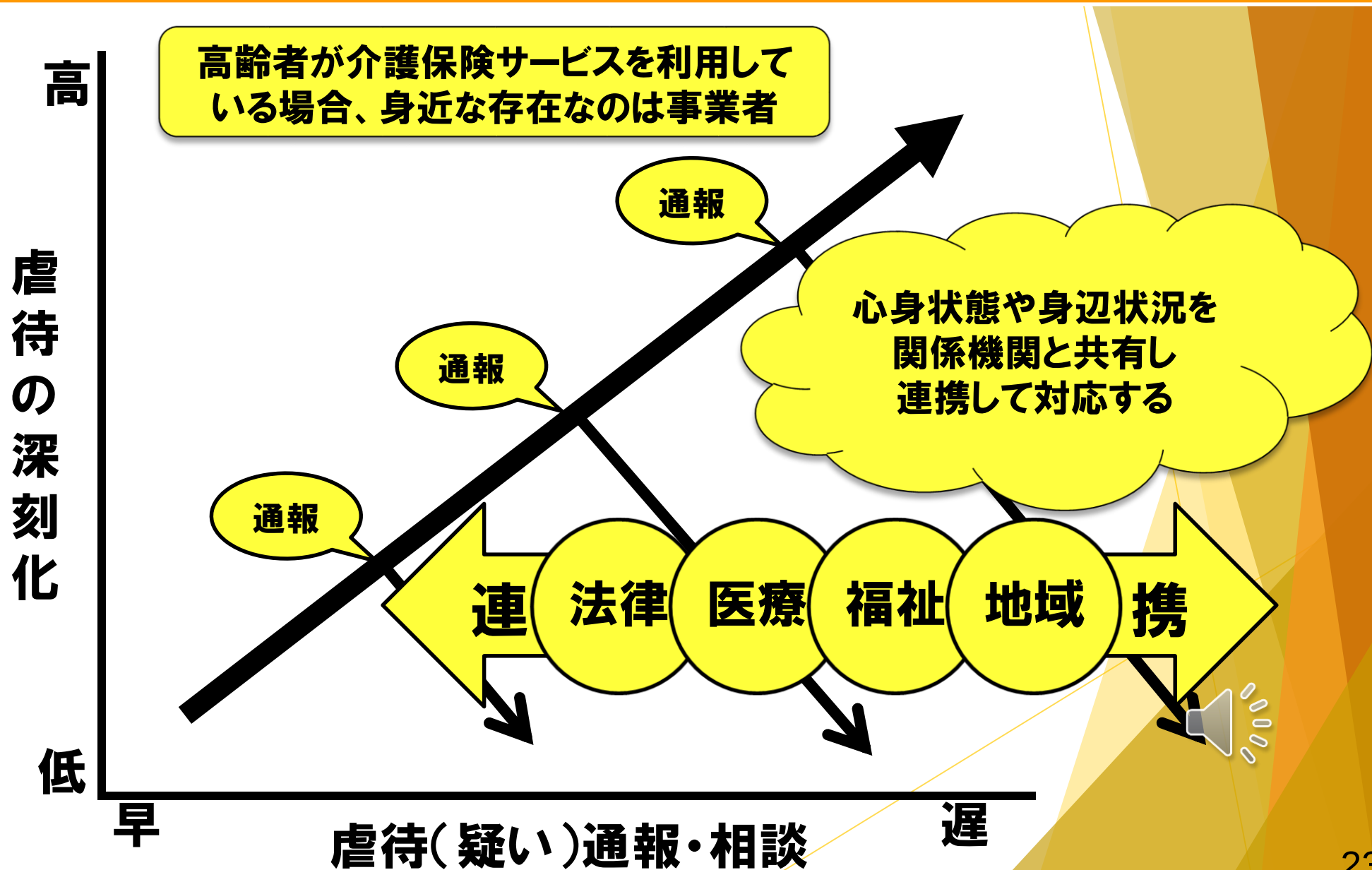
- ・被虐待者だけではなく、養護者が抱える問題についても必要に応じて専門機関等へ橋渡しをして連携する



多職種がチームで支援



多職種による連携



**「誰もが住み慣れた地域で
いきいきと暮らし続けることが
出来る社会」**

**地域包括ケアシステム
の構築を目標に**



桑名市内の地域包括支援センター

お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください。随時、訪問もしています。

東部 地域包括支援センター	内堀82	☎ 24-8080 FAX 23-6850	精義・立教・城東 修徳・大成
西部 地域包括支援センター	西金井170 (特別養護老人 ホームいこい内)	☎ 25-8660 FAX 25-8661	桑部・在良・七和 久米
南部 地域包括支援センター	江場776-5	☎ 25-1011 FAX 25-1155	日進・益世・城南
北部東 地域包括支援センター	長島町松ヶ島66 (社会福祉協議会 長島支所内)	☎ 42-2119 FAX 41-0515	大和・深谷 長島全域
北部西 地域包括支援センター または 福祉なんでも相談センター	多度町多度1-1-1 (社会福祉協議会 多度支所内)	☎ 49-2031 FAX 49-2533	筒尾・松ノ木 大山田・星見ヶ丘 野田・藤が丘 陽だまりの丘 新西方 多度全域
	大山田1-7-4 (光精工コミュニ ティプラザ内)	☎ 41-2114 FAX 41-2174	
介護予防支援室	中央町2-37 (市役所 1 階)	☎ 24-5104 FAX 27-3273	全域



桑名市高齢者虐待気づきシート

R5年7月発行 桑名市高齢者虐待気づきシート

気づいてますか？ 虐待サイン！！

ひとつでも虐待サインを見つけたら、お近くの地域包括支援センターにご連絡下さい。

高齢者が
助けを求める
おびえている

不自然な傷、
アザ、体重増減、
やけどがある

必要な医療、介護を
受けていない
受けさせない

食事をかき込む
ように食べる、
拒食、過食

部屋やベッドが
散らかっている、
不衛生

家族が必要な
介護をしない

介護や医療の
利用料を
滞納している

高齢者に無関心
無視する、
乱暴な言い方
をする

自宅から大声、
叱り声、怒鳴り声が
聞こえる



本物力こそ桑名力



連絡先は裏面にあります

高齢者福祉、医療に関する事業に従事する方は、高齢者虐待防止法により、高齢者虐待の **早期発見、通報の努力義務** があります。
通報を受けた地域包括支援センターには守秘義務があるので安心してご連絡ください。



事業所名	所在地	電話番号	担当地区
桑名市 介護予防支援室	中央町 2-37 (市役所 1 階)	☎24-5104 FAX27-3273	
桑名市 東部 地域包括支援センター	内堀 8 2	☎24-8080 FAX23-6850	精養・立教・城東・修徳 大成
桑名市 西部 地域包括支援センター	西金井 170 (特別養護老人ホームいこい内)	☎25-8660 FAX25-8661	桑部・在良・七和・久米
桑名市 南部 地域包括支援センター	江堀 776-5	☎25-1011 FAX25-1155	日進・益世・城南
桑名市 北部西 地域包括支援センター	多度福祉なんでも相談センター 多度町多度 1-1-1 (社会福祉協議会多度支所内) 福祉なんでも相談センター 大山田 1-7-4 (光輝工コミュニティプラザ 1 階)	☎49-2031 FAX49-2533 ☎41-2114 FAX41-2174	岡尾・松ノ木・大山田・ 重見ヶ丘・野田・藤が丘・ 満だまりの丘・新西方 多度
桑名市 北部東 地域包括支援センター	長島福祉なんでも相談センター 長島町松ヶ島 66 (社会福祉協議会長島支所内)	☎42-2119 FAX41-0515	大和・深谷・長島

あなたの勇気が 高齢者をまもる！



参考

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(令和5年3月改訂 厚生労働省 老健局)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html



ご清聴ありがとう
ございました



本物力こそ桑名力

